

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟・埼玉訴訟東京高裁判決について

2025年（令和7年）3月28日

生活保護基準引下げ違憲訴訟埼玉原告団

生活保護基準引下げ違憲訴訟埼玉弁護団

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、東京高等裁判所第16民事部（佐々木宗啓裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟において、生活保護基準引下げ処分の取消しを命じた原審判決に対する、一審被告らの控訴を棄却する判決を言い渡した。

本裁判は、埼玉県内の生活保護利用者35名（提訴時）が、国、埼玉県、さいたま市、新座市、上尾市、越谷市、川越市、春日部市、草加市、熊谷市及び北本市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活扶助基準の引下げ）の取消しと国家賠償を求めた裁判の控訴審である。

全国29地裁で提起された同種訴訟において、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した控訴審の判決は、2023年11月30日の名古屋高等裁判所判決、2025年1月29日の福岡高等裁判所判決、同年3月13日の大阪高等裁判所判決、同月18日の札幌高等裁判所判決、及び同月27日の東京高等裁判所判決に続き6件目である。

本判決では、原審判決と異なり、「ゆがみ調整」における「2分の1処理」については、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用はないとしたが、「デフレ調整」について、それ自体には合理性を認めつつも、「一連の判断としての検討」という名もとの総合考慮により、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に照らして、これを行った厚労大臣の判断過程に瑕疵があると判断した。

本判決は、一審原告らのおかれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準の引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。本判決は、格差と貧困が拡大固定化する中で、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の重要性を確認するものである。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、上告せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に生活扶助費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以 上